



伝統的工芸品って？

我が国に古くから伝わる工芸品のうち、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の規定により、次の5つの要件を満たすものを、伝統的工芸品として経済産業大臣が指定し、国や地方自治体等が協力してその振興を支援しています。

指定要件

- ① 主として日常生活に使用されるものであること。
- ② 主要な製造工程が手工業的であること。
- ③ 製造技術・技法が100年以上の歴史を有すること。
- ④ 主たる原材料も100年以上継続して使用されてきたこと。
- ⑤ 産地に一定数以上の企業数・従事者数があること。（原則10企業以上又は30人以上の従事者数）

全国237品目中15品目が登録されている、愛知の伝統的工芸品

ご存知ですか？ このマーク



このマークは、伝統の「伝」の字と日本の心を表す赤丸を組み合わせたものです。

消費者が伝統的工芸品を安心して購入できるよう、経済産業大臣が指定した技術・技法、原材料で製作され、産地検査に合格した製品には、これを証するものとして伝統マーク（個別商品に貼付する場合は「伝統証紙」といいます）を表示しています。

現在、全国で237品目が、「伝統的工芸品」として国の指定を受けていますが、本県では、「有松・鳴海絞」、「常滑焼」、「名古屋仏壇」、「三河仏壇」、「豊橋筆」、「赤津焼」、「岡崎石工品」、「名古屋桐箆筒」、「名古屋友禅」、「名古屋黒紋付染」、「尾張七宝」、「瀬戸染付焼」、「尾張仏具」、「三州鬼瓦工芸品」、「名古屋節句飾」の15品目が指定されており、指定品目数は全国第5位です。

伝統的工芸品産業は、生活様式の変化や、海外からの安価な類似・競合品の流入などによって厳しい状況にあり、また、後継者の確保も大きな課題となっています。

県では、産地企業による新商品開発や販路開拓に向けた取組に対する支援を始め、各種イベント、パンフレット「あいちの伝統的工芸品」の作成・配布などにより、本県の伝統的工芸品の需要拡大・普及啓発に取り組んでいます。

伝統的工芸品について

愛知県の伝統的工芸品について詳しくは、愛知県経済産業局産業部産業振興課ホームページを御覧ください。

■産業振興課ホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/>

